

新しく創設されます

子ども手当

ことし4月から、児童手当制度に変わり、子ども手当制度が創設されます。
対象となる人は、忘れずに手続きしてください。



お知らせ

10月1日から、**子ども医療費助成制度**は、助成対象年齢が小学校6年生修了前から**中学校3年生修了前まで**に拡大されます。
対象となる児童のいる家庭には、**7月下旬**に申請書を郵送しますので手続きをしてください。

制度の趣旨

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的としています。

現行の児童手当との違い

制度名	児童手当 (平成22年3月まで)	子ども手当 (平成22年4月以降)
所得制限	あり	なし
対象年齢	小学校6年生修了まで	中学校3年生修了まで
対象児童1人当たりの手当月額	3歳児未満の児童 …1万円 3人目以降の児童 …1万円 それ以外の児童 …5,000円	一律 1万3,000円

支給月

平成22年6月(4・5月分)、10月(6・9月分)、平成23年2月(10・11月分)、6月(2・3月分)
※4回に分けて、受給者名義の口座へ振り込みます。ことし6月には、児童手当2・3月分も振り込みます。

手続方法

4月中旬に、対象と思われる人へ申請書を郵送します。申請書に必要な事項を記入し、同封されている封筒で子育て支援課へ返送してください。

■注意点■

※3月31日時点で、児童手当を受給している人は申請の必要はありません。自動的に子ども手当に継続されます。ただし、4月現在、中学二・三年生を養育している人は申請が必要です。

※対象と思われる人で申請書が届かない場合、子育て支援課へご連絡ください。

※9月末までに申請すれば、4月分までさかのぼって手当が支給されます。

※単身赴任などで保護者が富士市外に住民登録をしている場合、保護者の住所地で申請してください。

※公務員は勤務先で申請してください。

平成23年度の子ども手当については、平成22年度中に検討される予定です。

支給対象

平成7年4月2日以降生まれの子どもを養育している人

※国籍は問いません。ただし、在留資格のない人や短期滞在の人は対象となりません。

支給金額

子ども一人当たり月額 1万3000円

問い合わせ 子育て支援課 (市役所4階)

☎(55)2738

☎(51)0247

📧 fu-kosodate@div.city.fuji.shizuoka.jp